

鎌情・個審議第9号
平成27年11月 2日

鎌倉市長 松尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護運営審議会
会長 安富 潔

鎌倉市長の所管に係る個人情報の取扱いに関する意見について（答申）

鎌倉市個人情報保護条例第9条第2項第4号の規定に基づき、平成27年10月30日付け鎌市健第3008号をもって諮問のありました個人情報の利用につきましては、諮問の内容を適当なものと認めましたので答申します。

つきましては、この条例による個人情報保護制度の趣旨に沿って、個人の権利及び利益を侵害することのないよう実施機関において十分に配慮されるよう要望します。

また、事業の性質上、条例第9条第3項の規定による本人への通知は省略することができるものとします。

鎌倉市個人情報保護条例第9条第2項4号の規定に基づく諮問事案

番号	事務担当課	事務の名称	個人の類型	利用する個人情報	利用する理由	利用先
38	市民健康課	若年性認知症支援業務事務	対象者	要介護認定台帳に、特定疾病名が「初老期における認知症」と記載された対象者の氏名、性別、生年月日、住所、疾病名、健康状態	若年性認知症の当事者およびその家族を支援するため	高齢者いきいき課